

令和7年広審第25号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月7日17時50分半少し過ぎ  
香川県直島北西岸

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A  
総トン数 499トン  
全 長 76.20メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

Aは、令和4年4月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋の前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台及び電子海図システム、右舷側に機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ備え、a受審人ほか3人が乗り組み、空倉のまま、船首1.6メートル船尾3.6メートルの喫水をもって、令和7年1月7日15時30分広島県福山港を発し、香川県直島西方沖合で葛島灯台を転針目標として直島水道を経由する予定で、兵庫県姫路港に向かった。

a受審人は、出港操船に引き続き単独の船橋当直に就き、備讃瀬戸を東行して直島西方沖合に至り、操舵スタンド後方に立った姿勢で当直に当たり、1号レーダー、電子海図システム及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、17時48分葛島灯台から203度（真方位、以下同じ。）600メートルの地点で、針路を051度に定めて13.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、直島西方沖合を続航し、17時49分半葛島灯台から126度290メートルの地点に達したとき、直島北西岸まで500メートルとなり、その後同岸に向首進行する状況であったが、考え事をしていて、葛島灯台との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付くことなく続航した。

こうして、a受審人は、葛島灯台を航過したことに気付かないまま直島に向首進行し、17時50分半僅か過ぎ船首至近に同島の陸岸を認め、左舵一杯としたものの、及ばず、17時50分半少し過ぎ葛島灯台から077度640メートルの地点において、Aは、船首が335度を向き、8.7ノットの速力となったとき、直島北西岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、球状船首に凹損等を生じたが、のち修理され、乗組員2人が頭部打撲、左肩打撲傷をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、直島西方沖合において、直島水道を經由する予定で姫路港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、直島に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、直島西方沖合において、直島水道を經由する予定で姫路港に向けて航行する場合、直島に向首進行することのないよう、葛島灯台との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、考え事をしていて、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、葛島灯台を航過したことに気付かないまま直島に向首進行し、同島北西岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、乗組員2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月17日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則